

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年12月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

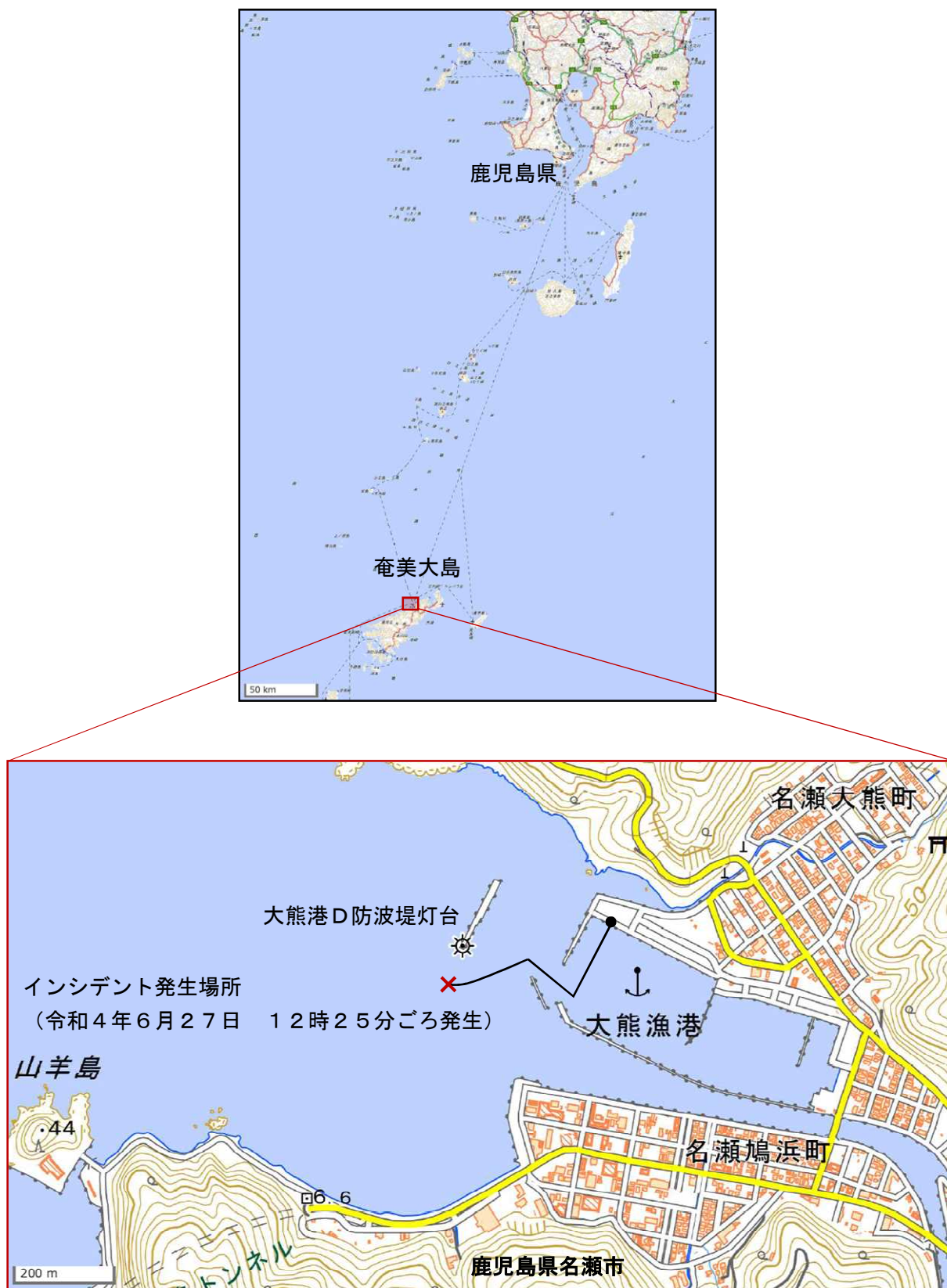
委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年6月27日 12時25分ごろ
発生場所	鹿児島県名瀬市大熊漁港港口付近 大熊港D防波堤灯台から真方位194°70m付近 （概位 北緯28°24.2′ 東経129°30.9）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、西進中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取手続を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.0m×約1.4m×約0.7m、FRP ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分5,500、1気筒、ボア54mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者 40歳
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、操縦者ほか同乗者1人が乗り、釣りの目的で大熊漁港の沖合にある防波堤に向け、令和4年6月27日12時20分ごろ同漁港から出航し、西進中、12時25分ごろ港口付近で船外機が停止した。 操縦者は、リコイルスターターを引いて船外機の始動を試みたものの再始動ができず、船外機を点検したところ、オイル量点検窓を見て、機関のクランクケースの潤滑油が不足していることに気付いた。 本船は、漂流を始めたので、操縦者が、12時30分ごろ知人の携帯電話に連絡し、知人は、電話で海上保安庁に通報を行った。 本船は、操縦者が付近を航行していた機付きのボートに救助を求め、えい航されて、12時50分ごろ大熊漁港に帰航した。

	<p>操縦者は、帰航後、船外機の機関に潤滑油を補給したところ、船外機の始動が可能となった。</p> <p>船外機の機関は、クランク軸受において油膜が切れて金属接触していたので、操縦者は、念のために、船外機の部品類を交換した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、ライフジャケットを本船に備えていた。</p> <p>(付図1 推定航行経路図)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船外機の取付けに関する情報</p> <p>操縦者は、本インシデントの前日、宅配便で届いた中古の船外機を本船に取り付け、機関には潤滑油が給油されていると思い込んでいたので、潤滑油量が不足していることに気付かなかった。</p> <p>また、船外機取扱説明書を確認していなかった。</p> <p>操縦者は、前所有者が配送時に機関からの漏油を防ぐ目的で、潤滑油を抜いていたと思った。</p> <p>(2) 船外機の機関潤滑油の点検方法</p> <p>船外機取扱説明書には以下の記載がある。</p> <p>エンジンオイルの油面がオイル量点検窓の上限と下限マークの間にあることを確認します。下限マーク以下の場合は補充します。上限マーク以上の場合はオイルを抜きます。</p> <div data-bbox="564 1070 1091 1384" data-label="Image"> </div> <p>1 オイル量点検窓 2 上限マーク 3 下限マーク</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、西進中、機関のクランクケースの潤滑油が不足した状態で船外機を運転していたことから、クランク軸受において油膜が切れて金属接触し、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>操縦者は、船外機停止後、リコイルスターターを引いて始動することができなかったものと考えられる。</p> <p>操縦者は、船外機を本船に取り付けたとき、機関には潤滑油が給油されていると思い込んでいたことから、オイル量点検窓で潤滑油量の確認をしておらず、潤滑油量が不足していることに気付かなかったものと考えられる。</p>

<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、西進中、機関のクランクケースの潤滑油が不足した状態で船外機を運転していたため、クランク軸受において油膜が切れて金属接触し、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船外機を搭載するミニボートの操縦者は、船外機を使用する際、機関に潤滑油が給油されていることを確認すること。</li> </ul>

付図1 推定航行経路図



出典元：国土地理院地図